



熊本県公報

第 1 2 2 0 3 号
平成 25 年 4 月 5 日 (金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(高齡者支援課)	2
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(")	3
○ 保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○ 保安林の指定に関する予定	(")	3
○ 保安林の指定に関する予定	(")	3
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	4
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	4
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	4
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	5
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	5
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齡者支援課)	5
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(")	5
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(")	5
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(")	6
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(")	6
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(")	6
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(")	6
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(")	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	(")	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	(")	10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の辞退	(")	11
○ 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(高齡者支援課)	11
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	11
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(")	12
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齡者支援課)	12
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(")	12
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(")	13
○ 平成 25 年度定期種畜検査の実施	(畜産課)	13
○ 特定計量器定期検査の実施	(産業支援課)	14
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	16
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	16
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	16
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	17
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	17
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	17
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	17
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	18
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	18
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	18
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	18
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	19
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	19
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	19
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	19
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	20
○ 指定障害児通所支援事業者の指定	(")	20

- 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 20
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 20
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 21
- 熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約変更に伴う認可
..... (国保・高齢者医療課) 21
- 熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号
の知事が別に定める事項 (県政情報文書課) 21
- 公 告**
- 県営土地改良事業の廃止 (農村計画課) 22
- 県営土地改良事業の廃止 (") 22
- 県営土地改良事業の工事完了 (") 22
- 基本測量の終了 (監 理 課) 23
- 公共測量の終了 (") 23
- 平成 2 5 年度熊本県献血推進計画 (薬務衛生課) 23
- 熊本都市計画地区計画 (都市計画課) 24
- 熊本都市計画地区計画 (") 24
- 道路の位置の指定 (建 築 課) 24
- 熊本都市計画道路の変更 (都市計画課) 25
- 熊本県市町村国民健康保険支援方針の変更 (国保・高齢者医療課) 25
- 指定試験機関の名称変更 (建 築 課) 39
- 肥料登録有効期間更新 (農業技術課) 40
- 土地改良区の定款変更認可 (農村計画課) 40
- 土地改良区の定款変更認可 (") 40
- 農業振興地域の区域の変更 (農地・農業振興課) 40
- 農業振興地域の区域の変更 (") 41
- 公共測量の終了 (監 理 課) 41
- 公共測量の終了 (") 41
- 指定管理者の募集 (くまもとブランド推進課) 42
- 登 載 依 頼**
- 裁決手続開始決定 (収 用 委 員 会) 43
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管
理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人 事 委 員 会) 44
- 熊本県災害対策本部規程の一部改正 (危機管理防災課) 45
- 熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領 (議会事務局) 46
- 平成 2 4 年 1 1 月 1 1 日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙
区補欠選挙の公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の
要旨の公表 (選挙管理委員会) 46
- 定時登録における直接請求の連署基準数 (") 48
- 定時登録における直接請求の連署基準数 (") 48
- 道路交通法第 1 0 8 条の 4 第 1 項の規定により指定講習機関
に行わせる取消処分者講習の対象者 (警察本部運転免許試験課) 48
- 特定調達契約の落札者決定 (警察本部警務課) 48

告 示

熊本県告示第 3 9 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプラン くわの実 荒尾市上平山 4 3 9 番地 1	株式会社レジデンスリベ ア二友	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
あゆみの家居宅介護支援センター 玉名市中尾城ノ下 4 6 5 番地 1	社会福祉法人浩風会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
こころ居宅介護支援事業所 山鹿市鹿本町中川1009番地の5	合同会社こころ	平成25年4月1日

熊本県告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町田吉字廻田574番、575番、587番、字七里谷708番、710番1、711番、720番、721番、724番、725番、729番、731番、字萩ノ尾732番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字七里谷724番、729番、731番、字廻田574番・575番・字七里谷708番・710番1・711番・720番・725番・字萩ノ尾732番1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町勢井字北向223番（次の図に示す部分に限る。）、長田字丸山1569番7、1570番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北向223番（次の図に示す部分に限る。）、字丸山1570番、1569番7（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町上十町字丸尾1023番9、1023番10、1023番40、1024番、1026番3、1026番4、1026番10、1026番15
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸尾1023番9、1024番、1026番3、1026番10、1023番10・1026番4・1026番15（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第402号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。
平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
自立支援センターひまわりの里 玉名郡長洲町大字清源寺3246番地	社会福祉法人濱友会 玉名郡長洲町大字清源寺3246番地	平成25年4月1日	4351100054	指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第403号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。
平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
こころ事業所 八代市豊原下町3325番地の1	医療法人こころ 八代市豊原下町3325番地の1 荒木 幹太	平成25年4月1日	4350200152	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第404号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。
平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童発達支援多機能型事業所 わいわいなかま 上益城郡御船町	特定非営利活動法人 みふねデコポコ会 上益城郡御船町高木4494番地46	平成25年4月1日	4351400017	指定児童発達支援 指定放課後等デイサー

高木4494番地46	寺本 京子		ビス
------------	-------	--	----

熊本県告示第405号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
放課後等デイサービス事業所 輝なっせ 菊池市隈府295番地3	社会福祉法人菊愛会 菊池市重味2380番地7 最上 太一郎	平成25年 4月1日	4351200029	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第406号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
生活支援センター きらきら 玉名市岱明町野口字塚原666番	社会福祉法人きらきら 玉名市岱明町野口字塚原666番 西山 敏雄	平成25年 4月1日	4350400026	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家・松橋 宇城市松橋町久具2584番	社会福祉法人グリーンコープ	平成25年4月1日

熊本県告示第408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターゆるりの家・松橋 宇城市松橋町久具2584番	社会福祉法人グリーンコープ	平成25年4月1日

熊本県告示第409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護サービスセンター みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 - 1	株式会社いわしや窪田	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護サービスセンター みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 - 1	株式会社いわしや窪田	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町 2 5 6 8 番地 1	株式会社大夢	平成 2 5 年 4 月 1 日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町 2 5 6 8 番地 1	株式会社大夢	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町 2 5 6 8 番地 1	株式会社大夢	平成 2 5 年 4 月 1 日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社大夢 八代市古城町 2 5 6 8 番地 1	株式会社大夢	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町 1 番 2 1 号	医療法人一陽会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町 1 番 2 1 号	医療法人一陽会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 1 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
シラサギホームヘルパーステーションおがわ 宇城市小川町新田 4 2 9 番地 1	株式会社シラサギ 八代市北の丸町 3 番地 5 0	平成 2 5 年 3 月 5 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
風ノ木デイサービス 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	社会福祉法人徳生会 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	平成 2 5 年 2 月 1 日
デイサービスセンターくましき 上益城郡益城町大字惣領 1 5 2 6 番地 2	株式会社祐将 上益城郡益城町大字惣領 1 5 2 6 番地 2	平成 2 5 年 2 月 2 8 日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
短期入所生活介護事業所 風ノ木 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	社会福祉法人徳生会 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	平成 2 5 年 2 月 2 2 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
シラサギホームヘルパーステーションおがわ 宇城市小川町新田 4 2 9 番地 1	株式会社シラサギ 八代市北の丸町 3 番地 5 0	平成 2 5 年 3 月 5 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
風ノ木デイサービス 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	社会福祉法人徳生会 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	平成 2 5 年 2 月 1 日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
短期入所生活介護事業所 風ノ木 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	社会福祉法人徳生会 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	平成 2 5 年 2 月 2 2 日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援センター米之家 宇城市小川町北新田 4 7 5 番地 4	株式会社八十八 宇城市小川町北新田 4 7 5 番地 4	平成 2 5 年 2 月 1 4 日
風ノ木居宅介護支援事業所 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	社会福祉法人徳生会 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	平成 2 5 年 2 月 2 2 日
介護保険サービスセンターくましき 上益城郡益城町大字広崎 3 9 4 番地 1	株式会社祐将 上益城郡益城町大字惣領 1 5 2 6 番地 2	平成 2 5 年 2 月 2 8 日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
みすみ歯科クリニック 宇城市三角町中村 1 1 6 3 番地 3	平成 2 5 年 1 月 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
みすみ歯科クリニック 宇城市三角町中村 1 1 6 3 番地 3	平成 2 5 年 1 月 1 日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム風ノ木 上益城郡山都町千滝 2 1 1 番地	平成 2 5 年 2 月 2 2 日

熊本県告示第 4 1 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あさぎり町社協ヘルパーステーション	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	事業所の名称及び所在地		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		あさぎり町社会福祉協議会訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1 1 9 0 番地 2	あさぎり町社協ヘルパーステーション 球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	

(通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ヘルシーランドデイサービスセンター	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	事業所名称		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		あさぎり町社会福祉協	ヘルシーランドデイサ	

		議会ヘルシーランド通所介護事業所	ービスセンター	
ふれあいデイサービスセンター	球磨郡あさぎり町岡原北 9 2 9 番地	事業所名称		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		あさぎり町社会福祉協議会ふれあい福祉センター通所介護事業所	ふれあいデイサービスセンター	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あさぎり町社協ヘルパーステーション	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	事業所の名称及び所在地		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		あさぎり町社会福祉協議会訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町免田東 1 1 9 0 番地 2	あさぎり町社協ヘルパーステーション 球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	

(介護予防通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ヘルシーランドデイサービスセンター	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	事業所名称		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		あさぎり町社会福祉協議会ヘルシーランド通所介護事業所	ヘルシーランドデイサービスセンター	
ふれあいデイサービスセンター	球磨郡あさぎり町岡原北 9 2 9 番地	事業所名称		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		あさぎり町社会福祉協議会ふれあい福祉センター通所介護事業所	ふれあいデイサービスセンター	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あさぎり町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	事業所所在地		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		球磨郡あさぎり町免田東 1 1 9 0 番地 2	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	

(地域包括支援センター)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
あさぎり町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	事業所所在地		平成 2 5 年 3 月 1 5 日
		球磨郡あさぎり町免田東 1 1 9 0 番地 2	球磨郡あさぎり町上北 1 8 7 4 番地	

熊本県告示第 4 1 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
通所介護サービスセンター みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1	医療法人社団白寿会 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
グループホーム みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1	医療法人社団白寿会 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
通所介護サービスセンター みずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1	医療法人社団白寿会 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ともち未来病院 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ともち未来病院 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ともち未来病院 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
みすみ歯科クリニック 宇城市三角町中村 1 1 6 3 番地 3	平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日
生活の杜薬局 菊池郡菊陽町大字辛川 4 9 6 番地 8	平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ともち未来病院通所リハビリテーション	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	
(介護予防居宅療養管理指導)	
事業所の名称及び所在地	廃止年月日
生活の杜薬局 菊池郡菊陽町大字辛川 4 9 6 番地 8	平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日
(介護予防通所リハビリテーション)	
事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ともち未来病院通所リハビリテーション 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
(居宅介護支援事業者)	
事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ともち未来病院介護支援センター 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 4 1 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 1 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 1 条第 1 項の規定により次の指定介護機関から辞退の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	辞退年月日
ともち未来病院 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(介護療養施設サービス)

事業所の名称及び所在地	辞退年月日
ともち未来病院 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 4 1 9 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 3 条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 1 1 5 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定を辞退する日
ともち未来病院 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	医療法人社団白寿会	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 4 2 0 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 塩屋（C）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

次に掲げる土地に存する標柱 1 号と標柱 1 6 号を結んだ線、標柱 1 6 号から標柱 2 1 号までを順次結んだ線、標柱 2 号と標柱 2 1 号を結んだ線及び標柱 1 号と標柱 2 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	熊本市	西区河内町河内字迫	1 2 1 5 地先道路敷

2	〃	〃	1 2 1 5 地先道路敷
1 6	〃	西区河内町河内字宮ノ上	1 4 4 2 - 1 地先道路敷
1 7	〃	〃	1 4 4 5
1 8	〃	〃	1 4 3 8 - 2
1 9	〃	〃	1 4 3 8 - 1
2 0	〃	〃	1 4 3 7 - 2
2 1	〃	〃	1 4 3 6

熊本県告示第 4 2 1 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 近道 2 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	熊本市	南区城南町陳内字近道	1 1 8 0
2	〃	〃	1 1 8 0
3	〃	〃	1 1 8 8
4	〃	〃	1 1 8 8
5	〃	〃	1 1 9 3
6	〃	〃	1 2 1 8
7	〃	〃	1 2 3 6
8	〃	〃	1 2 3 0、1 2 3 1 - 1、 1 2 3 1 - 2、1 2 4 5 - 2、1 2 5 0
9	〃	〃	1 2 3 5 - 1
1 0	〃	〃	1 2 3 5 - 1
1 1	〃	〃	1 2 3 7
1 2	〃	〃	1 2 1 1
1 3	〃	〃	1 1 9 4
1 4	〃	〃	1 1 9 5
1 5	〃	〃	1 1 8 1 - 1

熊本県告示第 4 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町 1 番 2 1 号	医療法人一陽会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 2 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町 1 番 2 1 号	医療法人一陽会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 2 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションくましき 上益城郡益城町広崎 3 9 4 番地 1	株式会社祐将	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 2 5 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項の規定により種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 9 6 号）第 2 条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛、馬及び豚
- 3 検査の期日、場所及び検査予定頭数

検査月日	検査場所			家畜の種類別検査予定頭数				
	郡市	町村	位置	計	乳用牛	肉用牛	馬	豚
5月13日	合志市		農業研究センター	62		57		5
5月14日	菊池市		中村幸弘	1		1		
	〃		瀧内権二	2		2		
	菊池郡	大津町	村山光弘	2			2	
	〃	〃	錦江ファーム大津農場	1		1		
	〃	〃	児嶋康博	1		1		
5月15日	〃	〃	帆保新次	1		1		
	菊池郡	菊陽町	古閑清和	16		1	15	
	熊本市		本田哲也	1			1	
	〃		志水勝国	2			2	
5月16日	〃		本田土寿	2			2	
	〃		中原誠喜	1		1		
5月16日	菊池市	旭志	全農西日本原種豚場	252				252
5月17日	阿蘇郡	南小国町	佐藤瀬市	1			1	
	阿蘇市		狩尾牧場	2		2		
	〃		グリーンバレー	1			1	
5月20日	阿蘇郡	西原村	（社）家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	36	15	21	0	0
	〃	〃	（有）宮村牧場	6	0	0	6	0
	〃	〃	堤 恭一	1	0	0	1	0
	〃	〃	岩本 剛	1	0	0	1	0
5月21日	阿蘇市		県畜産農協阿蘇支所	2	0	0	2	0
	〃		江藤要一	5	0	5	0	0
	〃		エルパティオ牧場	1	0	0	1	0
5月22日	球磨郡	人吉市	杉本本店矢岳牧場	3	0	3	0	0
	〃	相良村	高田牧場	1	0	1	0	0
	〃	錦町	マルナカファーム	2	0	2	0	0
	〃	多良木町	源嶋牧場	2	0	2	0	0
5月23日	〃	球磨村	錦江ファーム	3	0	3	0	0

熊本県告示第426号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により天草市、上天草市及び天草郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
上天草市	平成25年 5月7日	午前10時30分 から午前11時3 0分まで	上天草市湯島出 張所	非自動はかり（計量法 施行令（平成5年政令 第329号）第5条第 1号又は第2号に掲げ るものを除く。）、分 銅
上天草市	平成25年 5月7日	午後1時30分か ら午後3時まで	上天草市大矢野 庁舎	
上天草市	平成25年 5月8日	午前10時から午 後3時まで	上天草市大矢野 庁舎	
上天草市	平成25年 5月9日	午前10時から午 後4時まで	上天草市龍ヶ岳 統括支所	
上天草市	平成25年 5月10日	午前9時から午後 3時まで	上天草市姫戸統 括支所	
上天草市	平成25年 5月13日	午前10時から午 後4時まで	上天草市旧松島 庁舎	
苓北町	平成25年 5月14日	午前9時30分か ら正午まで	苓北町坂瀬川出 張所	
苓北町	平成25年 5月14日	午後1時30分か ら午後4時まで	苓北町富岡出張 所	
苓北町	平成25年 5月15日	午前9時から午前 11時まで	苓北町都呂々出 張所	
苓北町	平成25年 5月15日	午後0時30分か ら午後4時まで	苓北町保健セン ター	
天草市	平成25年 5月16日	午前9時から午前 11時30分まで	J A本渡五和五 和みかん集荷場	
天草市	平成25年 5月16日	午後1時から午後 4時まで	天草漁協二江荷 捌所	
天草市	平成25年 5月17日	午前9時から午後 2時30分まで	天草市五和支所	
天草市	平成25年 5月20日	午前10時30分 から正午まで	J Aあまくさ統 合選果場	
天草市	平成25年 5月20日	午後1時30分か ら午後4時まで	天草市有明保健 センター	
天草市	平成25年 5月21日	午前10時から正 午まで	上津浦公民館	
天草市	平成25年 5月21日	午後1時30分か ら午後4時まで	島子公民館	
天草市	平成25年 5月22日	午前9時から午後 4時まで	天草市栖本支所	
天草市	平成25年 5月23日	午前10時から午 後4時まで	天草市御所浦島 開発総合センタ ー	
天草市	平成25年 5月24日	午前9時から正午 まで	天草市横浦島コ ミュニティセン ター	

天草市	平成25年 5月27日	午前10時30分 から午後4時まで	天草市倉岳支所
天草市	平成25年 5月28日	午前9時30分 から午後4時まで	天草市新和町民 センター
天草市	平成25年 5月29日	午前9時30分 から午前11時30 分まで	宮野河内公民館
天草市	平成25年 5月29日	午後1時30分 から午後4時まで	富津公民館
天草市	平成25年 5月30日	午前9時から午後 4時まで	一町田公民館
天草市	平成25年 5月31日	午前9時から正午 まで	須口地区健康管 理増進施設
天草市	平成25年 5月31日	午後1時から午後 2時まで	天草市牛深支所 魚貫出張所
天草市	平成25年 6月3日	午前11時から正 午まで	天草市牛深支所 二浦出張所
天草市	平成25年 6月3日	午後1時30分 から午後4時まで	天草市ふかみふ れあいセンター
天草市	平成25年 6月4日	午前9時から午後 4時まで	天草市牛深総合 体育館
天草市	平成25年 6月5日	午前9時から午後 4時まで	天草市牛深総合 センター
天草市	平成25年 6月6日	午前9時から正午 まで	天草市大江漁村 環境改善総合セ ンター
天草市	平成25年 6月6日	午後1時30分 から午後4時まで	天草市天草勤労 者体育館
天草市	平成25年 6月7日	午前9時から午前 11時まで	天草市天草支所 下田出張所
天草市	平成25年 6月7日	午後0時30分 から午後2時まで	天草市天草支所 福連木出張所
天草市	平成25年 6月10日	午前10時30分 から正午まで	志柿地区コミュ ニティセンター
天草市	平成25年 6月10日	午後1時30分 から午後4時まで	下浦地区コミュ ニティセンター
天草市	平成25年 6月11日	午前9時から正午 まで	楠浦地区コミュ ニティセンター
天草市	平成25年 6月11日	午後1時30分 から午後4時まで	宮地岳地区コミュ ニティセンタ ー
天草市	平成25年 6月12日	午前9時から午前 11時まで	本町地区コミュ ニティセンター
天草市	平成25年 6月12日	午後0時30分 から午後4時まで	亀場地区コミュ ニティセンター
天草市	平成25年 6月13日	午前9時から午後 2時まで	佐伊津地区コミュ ニティセンタ ー
天草市	平成25年 6月17日	午前11時から午 後4時まで	天草宝島国際交 流会館ポルト
天草市	平成25年 6月18日	午前9時から午後 4時まで	天草宝島国際交 流会館ポルト

天草市	平成 2 5 年 6 月 1 9 日	午前 9 時から午後 2 時まで	天草宝島国際交 流会館ボルト
-----	-----------------------	---------------------	-------------------

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 2 5 年 5 月 7 日から 平成 2 5 年 6 月 1 4 日ま で	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号） 第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定めるものにあつ ては、その計量器の所在場所

3 実施機関

一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第 4 2 7 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障
害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告
示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支 援の種類
荒尾市社会福祉 事業団 障害児 通所支援事業所 「ピッコロ」 荒尾市増永 2 4 5 2 番地 2	社会福祉法人荒尾市 社会福祉事業団 荒尾市増永 2 4 5 2 番地 2 藤崎 龍美	平成 2 5 年 4 月 1 日	4350300028	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 4 2 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障
害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告
示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支 援の種類
地域療育支援事 業所 第 2 はま ゆう療育園 天草市東町 2 8 - 2 0	社会福祉法人慈永会 天草郡苓北町志岐 1 0 5 9 番地 永野 義孝	平成 2 5 年 4 月 1 日	4353000047	指定児童発 達支援

熊本県告示第 4 2 9 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障
害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告
示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支 援の種類
あゆみの森 宇城市松橋町豊 福 1 7 8 6 番地	社会福祉法人宇城市 社会福祉協議会 宇城市不知火町高良	平成 2 5 年 4 月 1 日	4352700027	指定児童発 達支援

2 2 7 3 番地 1 守田 憲史			
-----------------------	--	--	--

熊本県告示第 4 3 0 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
パステール 球磨郡錦町大字 一武 2 6 5 9 番 地 2 4	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武 2 6 5 9 番地 2 4 星原 光典	平成 2 5 年 4 月 1 日	4351800042	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 4 3 1 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
第二パステール 八代 八代市千反町 1 - 9 - 1 9	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武 2 6 5 9 番 2 4 星原 光典	平成 2 5 年 4 月 1 日	4350200160	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 4 3 2 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
パステール八代 八代市千反町 1 - 1 0 - 2 8	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武 2 6 5 9 番地 2 4 星原 光典	平成 2 5 年 4 月 1 日	4350200053	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 4 3 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
第二パステール 球磨郡錦町大字 一武 1 6 4 3	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武 2 6 5 9 番地 2 4 星原 光典	平成 2 5 年 4 月 1 日	4351800059	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第 4 3 4 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童支援事業所 こじか園 山鹿市中 5 7 8 番地	社会福祉法人山鹿市 社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地 栗原 辰也	平成 2 5 年 4 月 1 日	4350500023	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第 4 3 5 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童支援事業所 スイスイなかま 人吉市上林町字 幸才 1 1 7 8 番 地の 7	社会福祉法人人吉市 社会福祉事業団 人吉市蟹作町字西中 通 2 1 1 番地 1 丸山 善利	平成 2 5 年 4 月 1 日	4350600013	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第 4 3 6 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
八代市のぞみ母子センター 八代市西松江城 町 1 番 1 7 号	八代市 八代市松江城町 1 番 2 5 号 福島 和敏	平成 2 5 年 4 月 1 日	4350200038	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第437号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
合志市社協 児童デイサービス「れんがの家」 合志市須屋2540	社会福祉法人合志市社会福祉協議会 合志市須屋2251番地1 荒木 義行	平成25年4月1日	4352900049	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第438号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
天草地域療育センター すくすく園 天草市川原町7番地46号	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地 久々山 義人	平成25年4月1日	4353000021	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第439号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
放課後等デイサービス にこにこパーティ 宇城市松橋町浦川内161番地	特定非営利活動法人えんぱ 宇城市松橋町浦川内161番地 福田 誠治	平成25年4月1日	4352700035	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第440号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
熊本県こども総	熊本県	平成25年	4352700019	指定医療型

合療育センター 宇城市松橋町豊 福2900	熊本市中央区水前寺 六丁目18番1号 蒲島 郁夫	4月1日		児童発達支 援
-----------------------------	--------------------------------	------	--	------------

熊本県告示第441号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
地域療育センター ふれあいな かま 荒尾市川登五反 田1777-1 2	社会福祉法人荒尾市 社会福祉協議会 荒尾市下井手193 番地1 藤崎 龍美	平成25年 4月1日	4350300010	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第442号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
有明地域療育セ ンターすまいる きっず 玉名市玉名21 85番地2	社会福祉法人玉医会 玉名市玉名字西原2 194番地 平山 晴章	平成25年 4月1日	4350400018	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第443号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
放課後等デイサ ービス事業所 ステップバイス テップ 天草市中央新町 14番11号	特定非営利活動法人 ステップバイステッ プ 天草市中央新町13 番12号 堤田 照一	平成25年 4月1日	4353000039	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第444号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
こどもサポート 広場 ぐんぐん ロケット 山鹿市新町80 1番地2	医療法人社団木星会 山鹿市新町1204 番地 田代 桂一	平成25年 4月1日	4350500015	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第445号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
熊本県こども総 合療育センター 宇城市松橋町豊 福2900	熊本県 熊本市中央区水前寺 六丁目18番1号 蒲島 郁夫	平成25年 4月1日	4352700019	指定児童発 達支援

熊本県告示第446号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により次のとおり熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更の議決を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第7条第2項の規定により告示する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

組合員の範囲		認可年月日
変更前	変更後	
組合員の範囲 熊本県歯科医師会々員である歯科医師（甲種組合員）及びその医療機関の業務に従事する者（乙種組合員）で規約第4条の地区内に住所を有するもの	組合員の範囲 熊本県歯科医師会々員であって、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師（甲種組合員）及びその医療機関の業務に従事する者（乙種組合員）で規約第4条の地区内に住所を有するもの 歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師及びその医療機関の業務に従事する者であることの判定基準は、別途定める。	平成25年3月28日

熊本県告示第447号

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号）第6条第5号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 市町村合併に関する事項

- 2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項
- 3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項
- 4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項
- 5 平成11年発生不知火海高潮災害、平成15年発生県南集中豪雨災害及び平成24年発生熊本広域大水害に関する事項
- 6 平成14年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成21年発生新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項
- 7 ハンセン病施策に関する事項
- 8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）
- 9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」の策定、変更及びその進ちょく管理に関する事項（個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。）
- 10 平成16年発生BSE（牛海綿状脳症）対策及び平成22年宮崎県発生口蹄疫対策に関する事項
- 11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項

公 告

熊本県公告第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区（平床工区）土地改良事業（農業用道路）を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のように縦覧に供する。
 この土地改良事業廃止処理計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営羊角湾周辺二期地区（平床工区）土地改良事業（農業用道路）廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成25年4月8日から平成25年5月8日まで
- 3 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区（下平黒崎工区）土地改良事業（区画整理）を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを次のように縦覧に供する。
 この土地改良事業廃止処理計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営羊角湾周辺二期地区（下平黒崎工区）土地改良事業（区画整理）廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成25年4月8日から平成25年5月8日まで
- 3 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第208号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
 平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	羊角湾周辺二	平成17年10月19日	平成24年12月12日	熊本県

期（大ノ浦東
工区）

熊本県公告第 2 0 9 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）	平成 2 4 年 1 0 月 1 日から 平成 2 5 年 2 月 2 8 日まで	阿蘇市、上益城郡山都町及び葦北郡芦北町全域

熊本県公告第 2 1 0 号

平成 2 4 年 1 1 月 6 日付け熊本県公告第 5 8 9 号にて公告した公共測量が終了したので、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
水準測量（基準点測量）	平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日から 平成 2 5 年 3 月 1 5 日まで	熊本市西区春日三丁目地内外

熊本県公告第 2 1 1 号

平成 2 5 年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 0 号）及び第 6 次熊本県保健医療計画に基づき、平成 2 5 年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 計画の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

3 平成 2 5 年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

血漿分画製剤の安定供給を確保するため、厚生労働省から熊本県が確保すべきとして設定された原料血漿確保目標量（1 2, 7 2 1 リットル）と、熊本県で今年度必要と見込まれる輸血用血液量とを勘案し、確保すべき血液の目標量及び献血者数を次のとおり設定した。

	献血の種類	血液量（リットル）	献血者数（人）
全血 献血	2 0 0 m L	2 2 6	1, 1 3 0
	4 0 0 m L	2 3, 3 2 8	5 8, 3 2 0
成分 献血	血小板成分献血	4, 7 4 4	1 1, 8 6 0
	血漿成分献血	2, 6 5 6	5, 8 7 0
総 数		3 0, 9 5 4	7 7, 1 8 0

4 血液の目標量を確保するために必要な措置

必要な血液量及び献血者を確保するため、次の取組を行う。

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

県及び市町村は、採血事業者等の協力を得て、夏季及び冬季における血液不足傾向を解消するため、キャンペーン等を展開する。

また、4 0 0 ミリリットル献血及び成分献血の必要性についての理解を求めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。

ア キャンペーン等の実施

(ア) 愛の血液助け合い運動（7, 8 月）

(イ) 学生献血クリスマスキャンペーン（1 2 月）

(ウ) はたちの献血キャンペーン（1, 2 月）

イ 移動献血ギャラリーの開催（県内 6 か所程度）

ウ パンフレット・啓発資材の作成配布

- エ 広報活動
- (2) 若年層等の献血者確保対策
- ア 小・中学生：将来にわたって安定的に血液製剤を供給できる体制の構築を目指し、出前講座を活用して、血液の重要性和献血指導の普及を図る。
- イ 高校生：県内の公立又は私立の高等学校等と連携体制を整備し、高校生を対象として国が作成した教材を使用し、献血についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、献血の意義や仕組みを説明する「献血セミナー」及び体験学習を実施する。
- ウ 大学生：学生献血推進リーダーの研修会等において、同世代に対する献血の効率的な呼びかけ方法の提案や活動発表等を通して、啓発活動を推進するとともに、学生相互の交流を深める。
- エ 全体：日本赤十字社主催「いのちと献血俳句コンテスト」の後援を行うと共に積極的な募集の働きかけ等の啓発を実施する。
- (3) 献血推進組織の育成
- ア 市町村献血推進協議会との連携
- イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催
- ウ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等
- (4) 献血受付時の次回協力者確保
- 献血受付時に次回献血への承諾をいただき、季節的又は血液型別の血液不足時に、個別に協力を依頼する。
- 5 血液不足等緊急事態における献血の確保
- 輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を図りながら必要に応じて、注意報の発令、緊急献血等の各種対策を実施する。
- 6 災害時における献血の確保
- 地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関が連携を密にして必要な措置を講じる。
- (1) 日本赤十字社九州血液センター（久留米市）の一元管理による速やかな血液の供給
- (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練
- (3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県とNHKとで協定）

熊本県公告第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第214号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 水俣市月浦269番13
- 2 築造者の氏名 社会福祉法人照徳の里
- 3 道路の位置 水俣市石坂川字嶺113番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 21.15メートル
- 6 指定年月日 平成25年3月22日

7 指定番号 熊本県指令芦北技景第12号

熊本県公告第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第216号

熊本縣市町村国民健康保険支援方針を次のとおり変更したので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第5項の規定により公表する。
平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本縣市町村国民健康保険支援方針

（平成25年度～平成27年度）

1 基本的な事項

（1）策定の目的

県内の市町村国民健康保険（以下「市町村国保」という。）の財政の安定化を推進するため、「熊本縣市町村国民健康保険支援方針」（以下「支援方針」という。）を策定する。

（2）策定の根拠規定

支援方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に基づき定める。

（3）策定等年月日

策定年月日 平成22年12月28日

改定年月日 平成25年4月1日

（4）対象期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

2 県内市町村国保の現況

現行の国民健康保険制度発足（昭和33年度）以後、県内市町村国保を取り巻く環境は大きく変化し、財政運営はますます厳しくなっている。

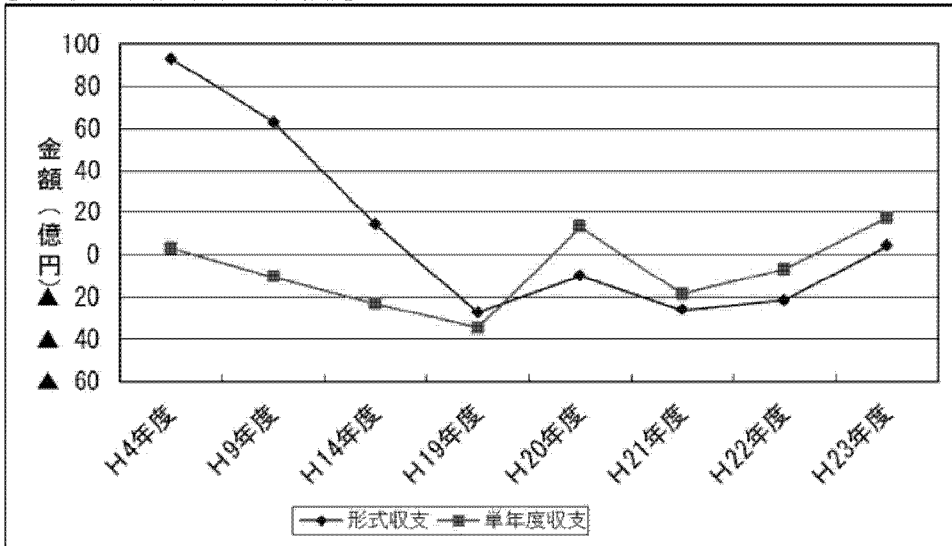
平成4年度以降の各種データをもとに、県内市町村国保の現況について見ると、おおむね次のような状況にある。

（1）財政状況

市町村国保全体の形式収支は、平成17年度以来赤字の状況が続いていたが、平成23年度の速報値では、6年ぶりに約4億円の黒字となった。単年度収支についても、後期高齢者医療制度創設に伴い黒字になった平成20年度を除き、赤字の状況が続いていたが、平成23年度において約17億円の黒字となった。

しかしながら、平成23年度においては、26市町村の単年度収支が赤字であり、1市においては約53億円の繰上充用金が充てられているという状況である。市町村国保の財政は厳しい状況にあるということに変わりはない。

【県内市町村国保の財政収支の推移】



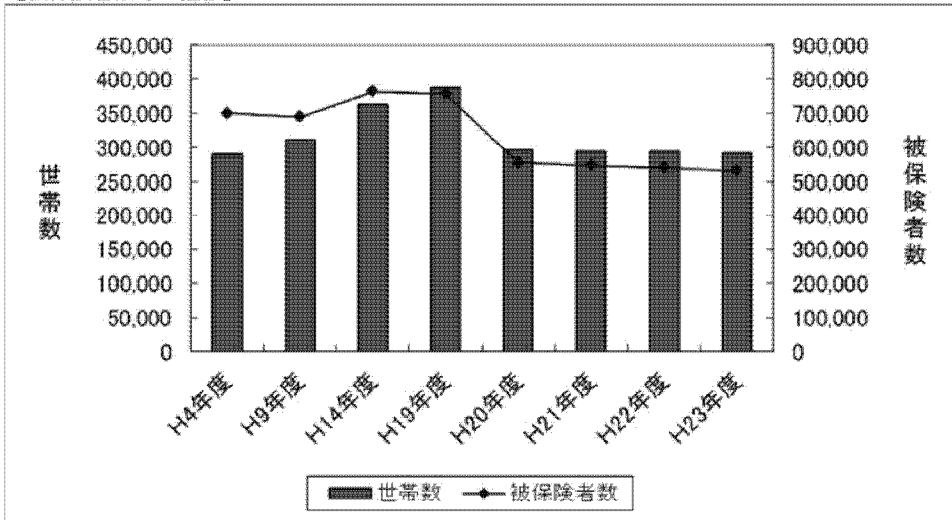
※1 グラフの基礎データは、P13【資料】以降に掲載している。以下同じ。
 ※2 後期高齢者医療制度創設前の平成19年度までは5年間隔で、平成23年度については速報値を記載している。以下同じ。

(2) 被保険者の状況

①被保険者数及び年齢構成の推移

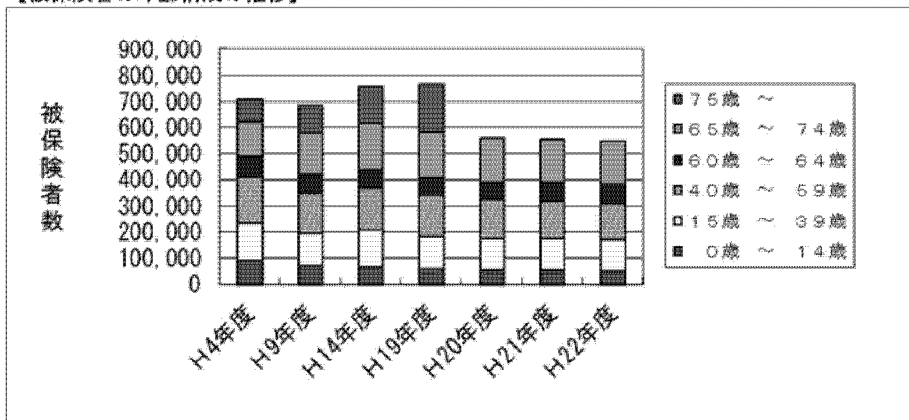
後期高齢者医療制度創設前の平成4年度と平成19年度を比較すると、約70万人であった被保険者数は約76万人となり、約6万人の増加となった。平成20年度は、約20万人が後期高齢者医療制度へ移行したことから、被保険者数は約55万人となり、以後若干の減少となっている。

【被保険者数等の推移】



また、年齢構成で見ると、65歳以上の被保険者の占める割合は、平成4年度で30.8%（全国28.3%）であったが、後期高齢者医療制度創設前の平成19年度では、46.9%（全国45.0%）にまで増加した。制度創設後の平成22年度は、29.8%（全国31.5%）となっている。

【被保険者の年齢構成の推移】

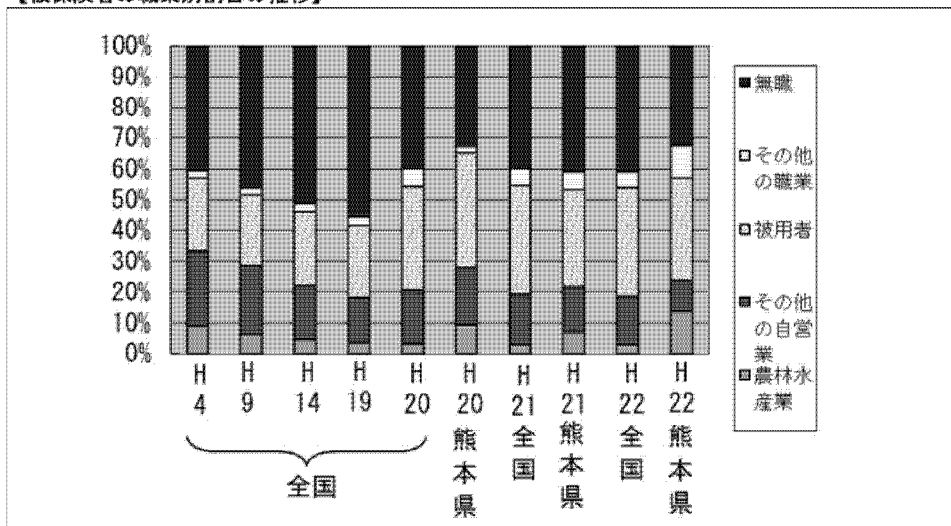


②職業別割合

国の国民健康保険実態調査によれば、全国では無職の割合が増加し、平成19年度には55.4%となっていたが、後期高齢者医療制度創設後の平成22年度では、被用者が35.4%に増加、無職が40.8%となっている。

本県においては、平成22年度で被用者が33.5%、無職が32.3%となっており、全国に比べ農林水産業従事者の割合が高く、また、無職の割合が低くなっている。

【被保険者の職業別割合の推移】

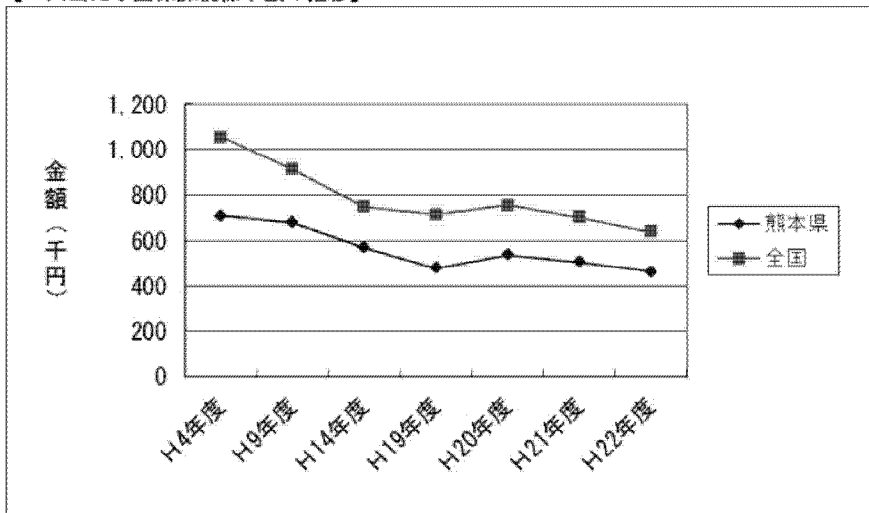


(3) 保険料(税)収入の状況

① 1人当たり国保課税標準額の推移

1人当たりの国保課税標準額は、本県、全国ともに年々減少傾向にある。後期高齢者医療制度創設後の平成20年度は若干増加したが、その後も減少傾向にあり、平成22年度における本県の1人当たり国保課税標準額は464千円と、全国の中で13番目に低い金額となっている。

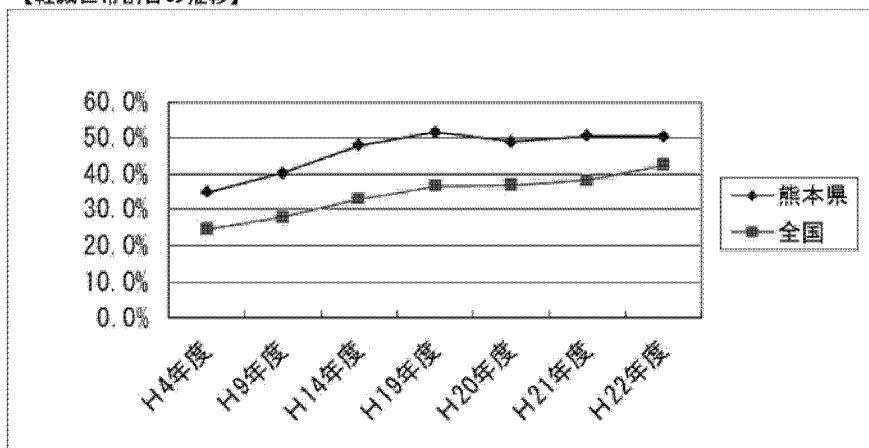
【1人当たり国保課税標準額の推移】



② 軽減世帯割合の推移

国保では、世帯の所得状況に応じ、一定割合の保険料(税)が軽減されるが、軽減世帯の割合は年々増加傾向にある。本県では、後期高齢者医療制度創設後の平成22年度においては50.3%と、ほぼ半数が軽減世帯となっており、全国の中で19番目の高さとなっている。

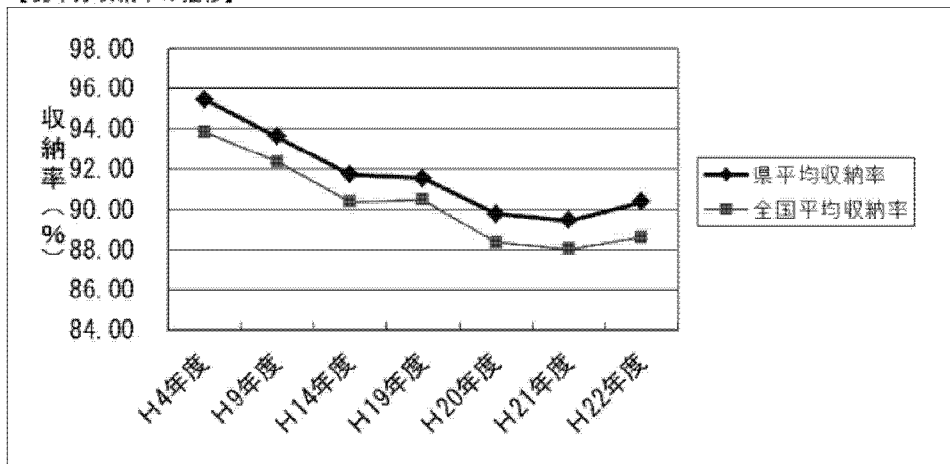
【軽減世帯割合の推移】



③ 現年分収納率の推移

平成 4 年度には 95.46% だった現年分の保険料（税）収納率は、年々低下している。平成 20 年度には、納税意識の高い高齢者が後期高齢者医療制度へ移行したことなどからさらに低下し、全国同様、初めて 90% を下回った。その後、本県の収納率は、平成 22 年度には 90.40% となり、90% を若干上回った。

【現年分収納率の推移】



また、平成 22 年度における全国の平均収納率との比較では、全国の 88.61% に対し、90.40% と若干上回っており、順位は 23 位に位置している。

保険者規模別に見ると、平成 22 年度は次表のとおりであり、中核市（当時）についてはその全国平均を下回っているが、その他の 13 市及び町村部の平均収納率は、それぞれの区分の全国平均を上回っている。

【平成 22 年度保険者規模別平均収納率】

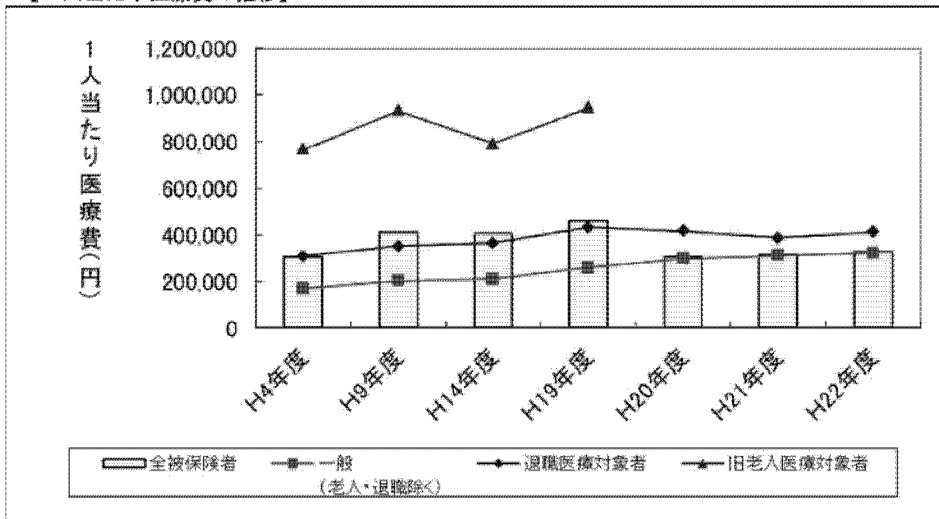
(単位：%)

	平均	市部平均					町村部平均	
		政令都市及び特別区	中核市	10万人以上	5万人以上10万人未満	5万人未満		
全国	88.61	88.19	86.30	87.91	86.56	87.32	90.12	92.42
熊本県	90.40	89.62		87.61 (1市)			91.53 (13市)	93.60 (31町村)

(4) 医療費の動向

全被保険者の 1 人当たり医療費（療養諸費）は、平成 4 年度から平成 19 年度までは増加傾向にあり、平成 20 年度には後期高齢者医療制度創設により大幅に減少したが、その後は再び増加傾向にある。また、旧老人医療対象者及び退職医療対象者を除く、一般被保険者の 1 人当たり医療費は、平成 4 年度の 169,049 円から平成 22 年度には 321,385 円へと、約 1.9 倍になっている。

【1人当たり医療費の推移】



また、平成 22 年度の本県における医療費の状況と全国との比較では、次表のとおりとなっている。

1人当たり費用額では、歯科は低位にあるが、入院、入院外ともにやや上位にある。

【1人当たり費用額等の全国平均との比較】

		診療費計	入院	入院外	歯科
1人当たり費用額 (円)	全国	237,682	107,362	107,825	22,495
	熊本県	267,805	131,019	117,172	19,614
	順位	17	14	15	40
1件当たり費用額 (円)	全国	24,429	484,433	13,671	13,881
	熊本県	26,721	432,797	14,159	13,584
	順位	17	47	18	30
1日当たり費用額 (円)	全国	11,329	29,450	7,839	6,286
	熊本県	11,063	23,815	7,693	5,646
	順位	38	44	33	47
100人当たり受診件数 (件)	全国	972,955	22,162	788,733	162,060
	熊本県	1,002,230	30,273	827,569	144,389
	順位	18	7	16	35
1件当たり日数 (日)	全国	2.16	16.45	1.74	2.21
	熊本県	2.42	18.17	1.84	2.41
	順位	5	8	8	7

3 県内市町村国保の課題

市町村国保は、国民皆保険制度の最後の砦として、医療保険制度の中核をなすものであるが、制度上、低所得者や高齢者の方々が多く、他の公的医療保険に比べて財政状況が厳しいという構造的課題を抱えている。県内市町村国保においても、同様の状況にある。

被保険者数は、後期高齢者医療制度創設後、減少しているが、一般被保険者の 1 人当たり医療費は年々増加を続けており、今後も増加する見込みである。

その一方、保険料（税）収入については、被保険者の中心が、自営業者から非正規労働者や無職者へと移行していることから、調定額の増加を期待することは難しい状況にある。

このようなことから、平成 23 年度の単年度収支が 26 市町村で赤字となるなど、市町村国保の財政は、今後も厳しい状況で推移することが見込まれる。

なお、平成 24 年 4 月の国民健康保険法の改正により、平成 27 年度から保険財政共同安定化事業の対象医療費がレセプト 1 件 1 円以上に拡大されることとなり、事業拡大を円滑に進めることが必要である。

4 市町村国保財政の安定化の推進において県が果たすべき役割

県は、構造的課題を抱える市町村国保が、その役割を十分に果たすことにより、財政の安定化を図れるよう、国に対しては安定的で持続的な医療保険制度の構築に向けた制度全体の議論とそれを踏まえた施策を求めていくとともに、関係機関と連携しながら市町村国保を支援していくことが必要である。

なお、市町村国保の都道府県単位化に関しては、平成 27 年度からの保険財政共同安定化事業拡大の円滑な推進に必要な取組み等を行う。

5 市町村国保の財政の安定化を図るための具体的な施策

県は、これまで、保険基盤安定制度や高額医療費共同事業、県調整交付金等の市町村国保の財政の安定化につながる負担を行うとともに、高医療費市町村をはじめとする市町村保険者に対して、保険料（税）収納率の向上、医療費適正化対策や保健事業の推進といった財政運営の安定に係る助言等を継続して実施してきたところである。

また、保険者である市町村と保険者を支援していく立場である国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、それぞれが財政運営の安定に資する様々な取組みを行ってきた。

今後もこれらの取組みをそれぞれが進めていくとともに、より効果的なものとなるよう、県は、以下の施策に取り組むものとする。

(1) 保険料（税）収納率の向上

平成 4 年度に 95.46% だった県全体の収納率（現年度分）は、平成 20 年度に初めて 90% を下回った。その後、収納率は若干上昇しつつあるが、各市町村において収納確保に向けた一層の取組みが必要であるため、以下の施策に取り組む。

① 保険者規模別の目標収納率の設定

各市町村が毎年度その達成に向け、収納確保に取り組んでいただくための目標として、保険者規模別の目標収納率（現年分）を次表のとおり設定する。

保険者規模別目標収納率

平成 23 年度における 平均被保険者数		目標収納率 (%)
	千人未満	97.84
千人以上	2千人未満	94.79
2千人以上	3千人未満	95.43
3千人以上	4千人未満	95.12
4千人以上	5千人未満	94.26
5千人以上	6千人未満	94.29
6千人以上	7千人未満	94.49
7千人以上	8千人未満	93.73
8千人以上	9千人未満	92.67
9千人以上	1万人未満	92.00
1万人以上	1万5千人未満	91.50
1万5千人以上	2万人未満	91.34
2万人以上	3万人未満	92.40
3万人以上	4万人未満	94.43
4万人以上	5万人未満	93.09
	5万人以上	89.00

② その他の収納率に関する目標の設定

その他の収納率（現年分）に関する市町村ごとの毎年度の目標を次のとおり設定する。

- ア 平成 22 年度から平成 24 年度までの平均収納率を上回る。
- イ 収納率 100% を達成した市町村は、100% を維持する。

③ 目標収納率等の達成状況に応じた県調整交付金の措置

平成 27 年度までの各年度において、①又は②の目標を達成した市町村に対しては、翌年度の県調整交付金において、特別調整交付金による措置を行う。

なお、具体的な措置の方法は、県調整交付金交付要綱（以下「要綱」という。）において規定する。

④目標収納率の未達成市町村等に対する助言の実施

①②のいずれの目標も達成できなかった市町村に対しては、収納率の状況を踏まえ、必要な助言を実施する。

なお、熊本市については、同市が策定する赤字解消基本計画の着実な推進を促すとともに、毎年度必要な助言を行う。

⑤滞納繰越分の収納率向上に対する県調整交付金の措置

滞納繰越分についても、現年分同様、収納確保が必要であることから、滞納繰越分の収納率向上に対して、県調整交付金の特別調整交付金による措置を行う。

なお、具体的な措置の方法は、要綱において規定する。

⑥他市町村のモデルとなる先進的な収納率向上対策等に対する県調整交付金の措置
次に該当する場合、県調整交付金の特別調整交付金による措置を行う。

なお、具体的な措置の方法は、要綱において規定する。

ア 他市町村のモデルとなるような収納率向上につながる先進的な対策を実施したと認められる。

イ 収納アドバイザー雇用経費のほか、搜索等滞納処分の強化に要した費用がある。

⑦研修の実施

市町村の収納担当職員の資質向上を図るため、初任者研修や専門研修を実施する。

なお、国保連合会においては、収納アドバイザーによる現地研修を実施する。

(2) 医療費適正化対策

医療費適正化に向けて、以下の施策に取り組む。

①高医療費市町村に対する助言の実施

平成 22 年 5 月改正前の国民健康保険法第 68 条の 2 に準じ、別途定める基準を超える高医療費市町村に対しては、医療費適正化計画の策定を促すとともに、その確実な実施に向け、国保連合会と連携して助言を行う。

②後発医薬品（ジェネリック医薬品）自己負担軽減額通知の実施促進

国保連合会のシステムを活用した後発医薬品（ジェネリック医薬品）自己負担軽減額通知について、これを全市町村で実施するよう、国保連合会と連携して支援を行う。

③医療費通知の実施徹底

医療費通知について、これを全市町村で実施するよう、助言を行う。

④レセプト点検（二次点検）の充実

市町村が行うレセプト点検（二次点検）について、国保連合会と連携し、市町村の点検担当者の資質向上につながる支援を行う。

⑤医療費適正化対策の実施に対する県調整交付金の措置

各市町村の医療費適正化対策の実施状況に応じて県調整交付金の特別調整交付金による措置を行う。

なお、具体的な措置の方法は、要綱において規定する。

(3) 保健事業の推進

保険者には、被保険者の立場に立って、健康の保持増進を図り、疾病の早期発見や早期回復を図る役割が期待されている。

被保険者の健康の保持増進や重症化予防対策の取組みの推進が、ひいては、医療費の適正化につながるものである。

県は、「熊本県保健医療計画」、「熊本県における医療費の見通しに関する計画」及び「熊本県健康増進計画」に基づき県民の健康づくりや重症化予防対策等を推進しているところであり、今後も国保連合会などの関係機関と連携し、以下の施策に取り組む。

①特定健康診査及びレセプトデータを活用した保健事業の推進

国保連合会のシステムによる特定健康診査の健診結果とレセプトデータの突合結果をもとに、市町村が効果的な保健事業を実施できるよう、国保連合会と連携し、助言等の支援を行う。

②保健事業の実施に対する県調整交付金の措置

各市町村の保健事業の実施状況に応じて県調整交付金の特別調整交付金による措置を行う。

なお、具体的な措置の方法は、要綱において規定する。

③研修の実施

保健事業が効果的に実施できるよう、国保連合会と連携し、保健事業担当者への研修を実施する。

④特定健康診査・特定保健指導体制整備

熊本県保険者協議会において、熊本県全体の健診結果の公表や各保健医療関係者への協力依頼、特定健康診査啓発資料の作成、特定保健指導実践者研修会の開催等、特定健康診査・特定保健指導の広域的な調整を図り、市町村国保の円滑な事業運営を支援する。

※「熊本県保険者協議会」は、県内の医療保険の保険者が連携・協力し、保健事業等を効率的かつ効果的に実施することにより、被保険者等の健康の保持増進等を図ることを目的として設置されている（委員として県も参画、事務局：国保連合会）。

(4) 啓発広報の重点的实施

国民健康保険に関する広報は、各市町村、国保連合会及び県がそれぞれ行っているが、広域的な広報は、重点化を行い、一定の時期に集中して行うことで、啓発効果が高まると考えられる。

そこで、次の 4 項目を重点広報事項として選定するとともに、関係機関と調整し、効果的な時期に集中して行う。

- ①保険料（税）の納期内納付及び口座振替の推進
- ②資格得喪届出の勧奨
- ③適正受診の普及啓発
- ④特定健診の受診勧奨

6 市町村国保の県単位化につながる取組み

(1) 保険財政共同安定化事業拡大の円滑な実施

平成 27 年度からの保険財政共同安定化事業拡大に向け、必要な情報提供等を行うとともに、国の都道府県調整交付金配分ガイドラインを踏まえ、事業拡大に伴う市町村の拠出超過について、県調整交付金による必要な措置を行う。

(2) 県単位化に向けた課題整理等

今後の国の動きによっては、都道府県単位化に向けた更なる取組みが必要となる可能性もあることから、市町村国保の都道府県単位化に関する国の動きや他県の状況等を注視しつつ、市町村の意見を聴きながら、7 の熊本市町村国保連携会議の場等で県単位化に向けた課題整理等に取り組む。

7 市町村、関係機関との連絡調整体制

支援方針の内容を円滑に推進するため、別に定める熊本市町村国保連携会議を開催し、市町村、関係機関等の意見聴取及び意見調整を行う。

8 他の計画との関係

支援方針に記載する施策の実施に当たり、「熊本県保健医療計画」、「熊本県における医療費の見直しに関する計画」及び「熊本県健康増進計画」との整合性を図る。

9 支援方針の評価と見直し

支援方針の対象期間中、毎年度適切な時期に、支援方針に基づき行った施策について評価を行うとともに、必要に応じて支援方針の見直しを行うものとする。

【参考】

市町村国保における公費負担等の概要

1 定率国庫負担等

- 療養給付費負担金……個人負担分を除く医療費の総額をもとに算定する国庫負担（32%、定率）
- 国調整交付金……市町村間の財政力の不均衡を調整するため国が交付
- 県調整交付金……市町村間の財政力の不均衡を調整するため県が交付

2 保険基盤安定制度

- 保険基盤安定制度……低所得者が多いという市町村国保の構造的課題に対応するため、低所得者に対する保険料軽減相当額等を市町村が一般会計から繰入れ、その費用を公費で補填するもの。
保険料軽減分（県3/4・市町村1/4負担）と、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援分（国1/2、県・市町村各1/4負担）がある。

3 保険者間の共同事業

- 保険財政共同安定化事業……都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政安定化を図るために、レセプト1件30万円超（平成27年度からは1件1円以上）の医療費を対象に、市町村の拠出金により費用負担を調整するもの。
 - 高額医療費共同事業……高額な医療費の発生による財政リスクを軽減し、小規模保険者の運営基盤の安定化を図るため、レセプト1件80万円超の医療費を対象に、市町村の拠出金により費用負担を調整するもの。拠出金に対し、公費負担（国・県各1/4）が行われている。
- ※両事業とも国保連合会が実施。

4 その他の財政措置

- 財政安定化支援事業……保険者の責めに帰することができない特別の事情による国保財政の負担増について、限定的に一般会計からの繰入れを認め、これに要する費用について地方財政措置しているもの。
- 前期高齢者財政調整制度……前期高齢者（65歳以上75歳未満）の偏在による被用者保険を含めた全保険者間の不均衡を調整するため、財政調整を行うもの。市町村国保は、高齢者の加入割合が高いため、交付金の額が納付金の額を大きく上回っている。

【資料】

1 市町村国民健康保険財政状況の推移

(単位：千円)

		平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入	保険料(税)	46,013,420	49,039,581	53,912,975	56,949,699	45,351,268	44,015,479	42,074,114	43,578,434
	国・県支出金	54,775,187	65,143,762	67,433,725	77,935,426	69,342,623	72,815,468	76,769,392	76,316,675
	療養給付費交付金	11,915,603	13,467,765	19,311,724	40,159,705	13,166,837	9,115,735	11,435,514	13,264,303
	前期高齢者交付金	-	-	-	-	41,011,531	40,709,993	38,375,616	43,719,186
	共同事業交付金	890,697	1,402,954	1,610,827	26,861,637	26,546,135	28,396,012	30,162,609	29,865,087
	一般会計繰入金	8,969,698	11,267,028	13,938,236	17,192,715	14,844,904	15,419,107	17,420,612	18,697,290
	基金等繰入金	704,602	1,061,205	1,360,318	1,825,764	1,054,527	2,159,339	1,799,780	1,509,373
	繰越金	8,294,488	7,787,060	7,829,995	5,499,399	4,928,890	6,366,301	5,144,386	4,966,033
	その他の収入	1,109,774	1,432,918	401,833	531,954	669,030	1,470,066	677,093	517,384
	歳入計(A)	132,673,468	150,602,273	165,799,633	226,956,299	216,915,745	220,467,500	223,859,117	232,433,763
出	保険給付費	85,507,908	92,241,340	92,723,908	141,717,309	140,028,642	143,800,576	148,475,589	151,778,300
	後期高齢者支援金	-	-	-	-	22,522,197	24,530,675	21,971,046	24,257,315
	前期高齢者納付金	-	-	-	-	30,380	69,817	38,360	71,946
	老人保健拠出金	29,938,871	42,375,583	51,551,212	38,044,041	5,624,304	1,320,922	297,796	7,675
	介護納付金	-	-	7,294,813	10,858,157	9,934,415	9,675,518	10,299,859	11,283,993
	共同事業拠出金	484,973	966,334	1,009,865	26,833,674	26,517,034	28,364,985	30,150,648	29,836,284
	保健事業費	1,181,877	1,805,846	1,931,595	1,233,833	1,475,830	1,540,718	1,574,676	1,551,296
	総務費	3,532,271	3,202,144	3,230,675	3,013,959	2,811,915	2,755,556	2,881,440	2,587,146
	直診勘定繰出金	85,286	147,083	227,087	59,131	116,463	54,202	37,126	51,366
	基金等積立金			544,970	79,449	193,726	1,280,840	288,968	477,883
	その他の支出	2,633,030	2,068,093	962,302	1,351,414	545,922	1,677,892	1,780,838	2,799,788
	前年度繰上充用金	0	1,476,588	4,905,720	6,507,975	8,094,395	8,020,946	8,203,048	7,282,368
	歳出計(B)	123,364,216	144,283,011	164,382,147	229,698,941	217,895,223	223,092,645	225,999,394	231,985,535
形式収支(A-B)	9,309,252	6,319,261	1,417,486	▲2,742,642	▲979,478	▲2,625,146	▲2,140,277	448,228	
単年度収支(※1)	314,647	▲1,049,693	▲2,320,531	▲3,477,744	1,325,881	▲1,848,704	▲659,679	1,733,249	
基金等保有額	14,431,105	15,919,107	16,155,565	10,651,000	10,252,222	9,884,050	8,546,434	7,662,798	

※1 単年度収支は、形式収支から基金等繰入金、繰越金、基金等積立金、前年度繰上充用金、その他の収入中の市町村債及びその他の支出中の公債費を除外したものである。

※2 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

2 被保険者数等の推移

(単位：世帯、人)

区分 \ 年度	平成 4 年度	平成 9 年度	平成 14 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
世 帯 数	289,841	310,768	362,861	386,669	296,242	294,236	293,753	291,679
被 保 険 者 数	700,166	690,289	762,364	757,252	554,880	546,210	540,470	531,033
若 人 ・ 一 般 被 保 険 者 数	485,177	435,310	449,513	439,493	528,356	518,152	508,782	499,914
退 職 被 保 険 者 数	67,456	68,035	83,689	122,928	26,524	28,058	31,688	31,119
国 保 加 入 率 (%)	38.3	37.5	41.7	42.1	30.9	29.8	29.6	29.1
参考：旧老人医療給付対象者（～H19・再掲）又は後期高齢者医療対象者（H20～別掲）	147,533	186,944	229,162	194,831	248,016	253,790	258,768	263,253

※各年度末の状況

3 年齢階級別被保険者数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	平成 4 年度	平成 9 年度	平成 14 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総 数	708,468	686,852	758,149	765,918	558,644	556,498	548,248
0 歳 ～ 1 4 歳	89,537	68,921	65,800	57,529	54,398	53,534	51,779
1 5 歳 ～ 3 9 歳	142,344	124,984	138,387	125,321	120,041	119,511	116,010
4 0 歳 ～ 5 9 歳	178,732	156,055	163,728	157,124	149,313	145,201	139,269
6 0 歳 ～ 6 4 歳	79,494	73,677	70,991	66,799	69,072	73,252	77,857
6 5 歳 ～ 7 4 歳	131,042	156,826	175,049	175,011	165,820	165,000	163,333
7 5 歳 ～	87,319	106,389	144,194	184,134			
参考：旧老人医療給付対象者（～H19・再掲）又は後期高齢者医療対象者（H20～別掲）	145,091	181,766	232,150	192,905	244,154	249,526	255,354

※各年度 9 月末現在の状況

4 全国における国民健康保険世帯主の職業別世帯数構成割合の推移（擬制世帯主を除く）

(単位：%)

区分 \ 年度	平成 4 年度	平成 9 年度	平成 14 年度	平成 19 年度	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
					全 国	熊本県	全 国	熊本県	全 国	熊本県
農 林 水 産 業	9.0	6.6	4.9	3.9	3.4	9.4	3.1	7.3	3.1	13.7
そ の 他 の 自 営 業	24.7	22.0	17.3	14.3	17.3	18.7	16.3	14.6	15.5	10.1
被 用 者	23.6	23.0	24.1	23.6	33.7	37.4	35.2	31.4	35.4	33.5
そ の 他 の 職 業	2.3	2.4	2.7	2.8	6.0	1.9	5.8	5.9	5.2	10.4
無 職	40.4	46.0	51.0	55.4	39.6	32.6	39.6	40.8	40.8	32.3

※各年度の推計値。職業不明除く。熊本県の数値は平成20年度以降のみ。

※「擬制世帯主」とは、国保の被保険者でない世帯主であって、世帯員に国保の被保険者がいるため、国保に係る各種届出や保険料（税）の納付の義務を負う者である。

5 1人当たり国保課税標準額の推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
熊 本 県	710	680	570	480	538	506	464
全 国	1,056	913	749	715	755	704	638

6 課税対象世帯数に対する軽減世帯割合の推移

(単位：%)

区分 \ 年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
熊 本 県	34.9	40.3	47.8	51.5	48.9	50.4	50.3
全 国	24.6	27.9	32.9	36.6	37.0	38.2	42.4

7 1人当たり療養諸費の推移

(単位：円)

区分 \ 年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一 般 (老人・退職除く)	169,049	203,980	210,588	258,127	295,859	309,463	321,385
退職医療対象者	307,125	352,452	366,440	431,771	415,872	388,556	412,921
旧老人医療対象者※	767,646	933,185	792,999	945,468	857,779	958,546	988,641
全 被 保 険 者	305,482	410,473	404,612	460,217	303,070	313,463	326,426

※旧老人医療対象者の平成20年度以降は後期高齢者医療対象者であり、平成20年度以降の全被保険者数には、後期高齢者医療対象者は含んでいない。

8 1人当たり保険料（税）現年分調定額等の推移

(単位：円)

区分 \ 年度	平成 4年度	平成 9年度	平成14年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1人当たり調定額	66,540	73,664	75,622	78,405	85,998	84,628	81,046
1世帯当たり調定額	162,173	166,789	159,628	154,766	158,048	158,015	149,843
全国1人当たり調定額	67,013	73,438	79,321	84,367	90,625	90,908	88,578
全国1世帯当たり調定額	149,076	152,518	154,966	155,665	157,695	160,122	154,872
県平均収納率 (%)	95.46	93.64	91.73	91.56	89.80	89.47	90.40
全国平均収納率 (%)	93.87	92.38	90.39	90.49	88.35	88.01	88.61

熊本県公告第217号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとお

り公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 変更する指定事務所登録機関の名称

変更前	変更後
財団法人建築技術教育普及センター	公益財団法人建築技術教育普及センター

2 変更しようとする年月日

平成25年4月1日

3 変更の理由

公益財団法人へ移行するため

熊本県公告第218号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第143 1号	混合有機質肥料	松次郎 (しょうじろう)	窒素全量： 6.0 りん酸全量： 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	合名会社松川商会 熊本県玉名郡長洲町梅田703番地の1	平成28 年4月1 8日

熊本県公告第219号

下益城郡美里町に事務所を置く美里町土地改良区理事長長嶺興也から平成25年3月13日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年3月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第220号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区理事長本田二男から平成25年3月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年3月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第221号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により菊池市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	菊池農業振興地域
旧	菊池農業振興地域、七城農業振興地域、旭志農業振興地域、泗水農業振興地域

2 範囲

菊池市七城町山崎、水次、岡田、流川、辺田、荒牧、高田、台、瀬戸口、砂田、甲佐町、新古閑、清水、菰入、高島、加恵、亀尾、林原、蘇崎、小野崎及び橋田並びに旭志尾足、川辺、伊坂、新明、小原及び伊萩並びに泗水町住吉、永、富納、吉富、福本、豊水、亀尾、田島及び南田島の全域（別図に定める範囲）、菊池市隈府、大琳寺、亘、木

柑子、広瀬、出田、赤星、今、森北、長田、村田、西寺、深川、野間口、袈裟尾、玉祥寺、木庭、藤田、下河原、市野瀬、西迫間、大平、豊間、重味、雪野、北宮、片角、木野、稗方、米原、原、四町分、班蛇口、龍門及び小木並びに旭志麓及び弁利の一部（別図に定める範囲）

- 3 規模
20, 353ヘクタール
(別図省略)
- 4 区域の変更を必要とする理由
市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。
- 5 関係図面
熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課及び菊池市経済部農林振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第222号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により阿蘇市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農業振興地域名

新	阿蘇農業振興地域
旧	阿蘇農業振興地域、一の宮農業振興地域、波野農業振興地域

2 範囲

阿蘇市赤水、跡ヶ瀬、今町、小倉、乙姫、小野田、狩尾、蔵原、黒流町、小池、竹原、永草、西町、的石、南宮原、無田、役犬原、山田及び湯浦の全域（別図に定める範囲）、阿蘇市内牧、小里、車埴、黒川、西小園、西湯浦及び三久保並びに一の宮町萩の草、北坂梨、坂梨、三野、手野、中坂梨、中通及び宮地並びに波野赤仁田、小園、小地野、新波野、滝水、中江及び波野の一部（別図に定める範囲）

3 規模

33, 163ヘクタール
(別図省略)

- 4 区域の変更を必要とする理由
市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。
- 5 関係図面
熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課及び阿蘇市経済部農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第223号

平成24年10月12日付け熊本県公告第549号にて公告した公共測量が終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
水準測量（数値撮影（デジタル）数値図化）	平成24年10月1日から 平成25年3月6日まで	宇城市松橋町大字西下郷、豊福、両仲間及び曲野地内

熊本県公告第224号

平成25年1月11日付け熊本県公告第4号にて公告した公共測量が終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量	平成24年12月19日から 平成25年2月28日まで	宇城市三角町大口地内

熊本県公告第225号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成25年4月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
くまもと県民交流館のうち物産等情報提供施設（観光物産交流スクエア）
- (2) 所在地
熊本市中央区手取本町8-2 テトリアくまもとビル1階
- (3) 施設の規模等
全体面積 206.61平方メートル
- (4) 施設の概要
観光・物産等情報コーナー、交流ステージ等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 物産、観光等の情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) その他、施設の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成25年7月1日から平成27年3月31日まで

なお、指定の開始日については予定であり、具体的には熊本県議会の議決に基づき決定する。

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書（別記様式）
- イ 指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
- オ の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(2) 申請書の提出先

熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課（県庁本館8階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2333（直通）

(3) 提出期間

平成25年4月24日から平成25年4月30日までの日（県の休日を除く。）
の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。

電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

- 正本1部、副本10部（副本については、写しで可。）
- 6 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
 - 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成25年4月5日から平成25年4月23日までの間に交付する。
 - 8 説明会
日時・場所については、エントリーシート（別紙様式4）を提出した団体に対して別途連絡する。エントリーシートは、平成25年4月12日までに提出すること。
 - 9 留意事項
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他、指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
 - 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 問合せ先
5の(2)に同じ。

登載依頼

熊本県収用委員会公告第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成25年4月5日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県玉名郡和水町江田字川原地内から同町藤田字内津留地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 - (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名郡和水町江田字川原

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
4057番	田	田山林水路	1,486	3,627.55	1,830.94
4080番1	畑		494		
4083番	畑		240		
4084番	畑		183		
4085番	畑		854		
水	—		—		

(備考) 境界未確定
(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
土地の所在 熊本県玉名郡和水町江田字川原

地 番	土地所有者の氏名および住所
4057番	石原 征士 熊本県玉名郡和水町原口843番地

4 0 8 0 番 1	坂本由紀雄 熊本県玉名郡和水町江田 4 3 5 5 番地 4
4 0 8 3 番	登記名義人（亡）坂口 正美 法定相続人 法定持分 2 分の 1 坂口 義明 千葉県松戸市牧の原 2 番地の 5 牧の原公団住宅 1 街区 1 3 棟 4 0 1 号 法定持分 2 分の 1 金子 芙美子 千葉県習志野市東習志野八丁目 2 2 番 2 4 号
4 0 8 4 番	登記名義人（亡）江崎 満 法定相続人 法定持分 3 分の 1 村岡 美鈴 佐賀県佐賀市大和町大字東山田 2 0 9 4 番地 法定持分 3 分の 1 清田 律子 熊本県天草市佐伊津町 1 0 5 8 番地 1 7 法定持分 3 分の 1 江崎 るみ 熊本県山鹿市中 7 3 3 番地 8
4 0 8 5 番	登記名義人 持分 6 分の 2（亡）東 トキエ 法定相続人 東 洋一 熊本県熊本市北区下硯川二丁目 3 番 1 8 号 持分 6 分の 1（亡）東 紀美子 法定相続人 緒方 由紀 熊本県菊池市隈府 1 4 4 6 番地 2 持分 6 分の 1（亡）東 文子 法定相続人 倉田 信治 熊本県合志市須屋 2 7 5 8 番地 1 8 持分 6 分の 1 上村 英子 熊本県上益城郡御船町大字御船 8 4 0 番地 1 [登記簿上：東（旧姓）英子] 持分 6 分の 1 東 洋一 熊本県熊本市北区下硯川二丁目 3 番 1 8 号
水	国土交通省

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
土地の所在 熊本県玉名郡和水町江田宇川原

地 番	関係人の氏名および住所
4 0 5 7 番	抵当権者 財務省（取扱庁 玉名税務署） 熊本県玉名市岩崎 2 7 3 番地 玉名合同庁舎 （登記名義人：大蔵省）
4 0 8 0 番 1	なし
4 0 8 3 番	なし
4 0 8 4 番	なし
4 0 8 5 番	なし
水	なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 1 1 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年熊本県人事委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表天草市の部議会事務局の項中「局長」を「局長 審議員」に改め、同表同部市長部局の項を次のように改める。

市庁部局	本庁（会計課を含む。） 支所 看護専門学校 診療所	部長 首席審議員 会計管理者 課長 室長 審議員 総務課課長補佐 秘書課課長補佐 政策企画課課長補佐 行財政改革推進課課長補佐 財政課課長補佐 総務法制係長 人事研修係長 給与厚生係長 秘書係長 企画調整係長 行財政改革推進係長 財政係長 支所長 課長 審議員 事務長 審議員 所長 事務長 診療科長 審議員 看護師長
------	--	--

別表市町村の表天草市の部選挙管理委員会事務局の項、監査委員事務局の項及び農業委員会事務局の項中「局長」を「局長 審議員」に改め、同表和水町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計室を含む。） 総合支所 保育所 特別養護老人ホーム	課長 会計管理者 審議員 支所長 課長 審議員 所長 施設長
------	---	---

別表市町村の表南関町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。） 老人ホーム 総合文化福祉センター 南町民センター	課長 会計管理者 審議員 荘長 審議員 所長 審議員 所長 審議員
------	---	--

別表市町村の表南小国町の部町長部局の項中「班長」を「審議員」に改め、同表同部教育委員会の項中「局長」を「局長 審議員」に改める。

別表一部事務組合の表益城町及び御船町中小学校組合の項及び八代広域行政事務組合の項を削り、同表人吉球磨広域行政組合の項中「（総務係又は財政係を担当する課長補佐に限る。）」を削り、「財政係長」を「企画財政係長」に改め、同表川辺川総合土地改良事業組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県災害対策本部訓令第 1 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 業 本 局
教 育 育 庁
警 察 本 部

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 4 月 5 日

熊本県災害対策本部長 蒲 島 郁 夫

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

熊本県災害対策本部規程（昭和 38 年熊本県災害対策本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「危機管理防災課長」の次に「及び消防保安課長」を加える。

第 11 条第 1 項中「位置及び所管区域」を「位置、所管区域及び広域支援体制」に改める。

第 11 条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に、「第 6 項 地方本部における活動を支援するため、広域本部長は、所管区域内地域振興局の人員を広域的に調整する。」を加える。

別表を次のように改める。

名称	位置	所管区域	広域支援体制
熊本地方災害対策本部	熊本土木事務所内	熊本市	<u>県央広域本部</u>
宇城地方災害対策本部	宇城地域振興局内	宇土市、宇城市及び下益城郡	

上益城地方災害対策本部	上益城地域振興局内	上益城郡	
玉名地方災害対策本部	玉名地域振興局内	玉名市、荒尾市及び玉名郡	県北広域本部
鹿本地方災害対策本部	鹿本地域振興局内	山鹿市	
菊池地方災害対策本部	菊池地域振興局内	菊池市、合志市及び菊池郡	
阿蘇地方災害対策本部	阿蘇地域振興局内	阿蘇市及び阿蘇郡	
八代地方災害対策本部	八代地域振興局内	八代市及び八代郡	県南広域本部
芦北地方災害対策本部	芦北地域振興局内	水俣市及び葦北郡	
球磨地方災害対策本部	球磨地域振興局内	人吉市及び球磨郡	
天草地方災害対策本部	天草地域振興局内	天草市、上天草市及び天草郡	天草広域本部

附 則
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 25 年 4 月 5 日

熊本県議会議長 藤 川 隆 夫

熊本県議会告示第 2 号

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領
熊本県議会委員会傍聴取扱要領（平成 13 年議会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条を次のように改める。

- （傍聴人の定員）
第 3 条 傍聴人の定員は、次のとおりとする。
(1) 全員協議会室 10 人
(2) 第 1 委員会室 10 人
(3) 第 2 委員会室 10 人
(4) 第 3 委員会室 10 人
(5) 第 4 委員会室 10 人
(6) 第 5 委員会室 10 人
(7) 議会運営委員会室 10 人

附 則
この要領は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 10 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定に基づき、平成 24 年 11 月 11 日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成 25 年 4 月 5 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 2 4 年 1 1 月 1 1 日執行熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,128,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	甲斐正法	所属党派	無所属	期 間	11月2日から 11月10日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	辻山良子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		50,000
				家屋費		342,000
				選挙事務所費		342,000
				集合会場費		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		1,008,100
				広告費		509,700
				文具費		22,650
				食糧費		5,000
				休泊費		0
				雑費		40,068
その他の寄附	0件	0				
その他の収入		1,300,000				
今回計		1,300,000		今回計		1,977,518
前回計		0		前回計		0
総計		1,300,000		総計		1,977,518
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成					776,386円
				計		776,386円

報告書受理年月日 平成24年11月19日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 2 4 年 1 1 月 1 1 日執行熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,128,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	甲斐正法	所属党派	無所属	期 間	11月2日から 11月10日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	辻山良子					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		0
				家屋費		0
				選挙事務所費		0
				集合会場費		0
				通信費		16,888
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
				休泊費		0
				雑費		11,291
その他の寄附	0件	0				
その他の収入		0				
今回計		0		今回計		28,179
前回計		1,300,000		前回計		1,977,518
総計		1,300,000		総計		2,005,697
報告書受理年月日	平成24年12月18日					第2回報告分

熊本県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
平成25年4月5日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,679
その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 285,494

熊本県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成25年4月5日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47, 527
熊本市東区選挙区	49, 970
熊本市西区選挙区	25, 448
熊本市南区選挙区	27, 582
熊本市北区選挙区	30, 899
八代市・八代郡選挙区	39, 924
人吉市選挙区	9, 564
荒尾市選挙区	15, 217
水俣市選挙区	7, 509
玉名市選挙区	18, 944
天草市・天草郡選挙区	27, 142
山鹿市選挙区	15, 449
菊池市選挙区	13, 943
宇土市選挙区	10, 202
上天草市選挙区	8, 625
宇城市選挙区	16, 992
阿蘇市選挙区	7, 860
合志市選挙区	14, 806
下益城郡選挙区	8, 942
玉名郡選挙区	12, 319
鹿本郡選挙区	8, 335
菊池郡選挙区	18, 366
阿蘇郡選挙区	11, 226
上益城郡選挙区	24, 588
葦北郡選挙区	6, 967
球磨郡選挙区	16, 312

熊本県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項の規定により指定講習機関に行わせる取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号の講習をいう。）の対象者を次のとおり定め、平成25年4月1日から施行する。
平成25年4月5日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

法第108条の2第1項第2号に規定する講習の対象者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第90条第9項若しくは第103条第7項の規定により免許を受けることができない期間又は法第107条の5第1項の規定により自動車等の運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者
- (2) 初めて免許の取消処分等（免許の拒否若しくは取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分をいう。）を受けた者

熊警公告第492号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 4 月 5 日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
車両メンテナンス委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務課装備係
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成 2 5 年 2 月 2 1 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
日本 G E 株式会社
東京都港区赤坂五丁目 2 番 2 0 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
1 5 2 , 0 4 0 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第 6 条に規定する公告又は特例政令第 7 条の規定による公示を行った日
平成 2 5 年 1 月 1 1 日